

洞爺湖町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、洞爺湖町広告掲載要綱(平成19年訓令第30号)で定めるもののほか、同要綱第6条の規定により、洞爺湖町ホームページ(以下、「町ホームページ」という。)に広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 洞爺湖町が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告1 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (3) バナー広告2 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するPDFファイルを表示及びダウンロードするものをいう。

(平成21年6月・一部改正)

(広告の種類、規格および掲載料)

第3条 町ホームページに掲載する広告の種類、規格および掲載料は次のとおりとする。

種類	規格		掲載位置	掲載枠数	掲載料
バナー広告 1	大きさ	縦 60ピクセル 横 120ピクセル	町ホームページの トップページ右側 (枠位置の指定不可)	最大5枠 (内町外最大2枠)	1枠当たり 町内広告主 月額10,000円 町外広告主 月額20,000円
	形式	GIF(アニメーション・透過不可)、 JPEG又はPNG。			
	容量	10KB以下			
バナー広告 2	大きさ	縦 31ピクセル 横 88ピクセル	町ホームページの トップページ下側 (枠位置の指定不可)	最大3枠	1枠当たり 月額 2,500円 町内広告主限定
	形式	GIF(アニメーション・透過不可)、 JPEG又はPNG。			
	容量	8KB以下			
	形式	PDF(ハイパーリンク及び添付ファイル不可)			
	容量	500KB以下			

(平成21年6月・一部改正)

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月を単位として、最長1年間とする。ただし、年度を超える期間を継続して申し込むことはできないものとする。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)の募集は、町ホームページ及び広報紙等で公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、掲載を開始する月の前月の20日までに、洞爺湖町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、洞爺湖町ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条の規定により広告掲載決定の通知を受けたもの(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに当該広告の掲載期間に係る広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告等を行わずに、広告掲載の決定を取消し、又は掲載した広告の削除、若しくは掲載を一時中止にすることができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 町ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

(3) その他、町長が特に必要があると認めるとき。

2 洞爺湖町は、前項の規定により広告の掲載を取消し、又は掲載した広告の削除、若しくは掲載を一時中止にした場合において、広告主が損害等を受けた場合、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告等の変更)

第10条 広告主は、広告の内容又はリンク先及びダウンロードファイルを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先及びダウンロードファイルを変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、洞爺湖町ホームページ掲載広告変更申込書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による変更申込書を受理したときは、広告掲載変更の可否を決定し、洞爺湖町ホームページ掲載広告変更決定通知書(様式第4号)により、広告主に通知するものとする。

(平成21年6月・一部改正)

(広告掲載の取下げ)

- 第11条 広告主は、自己の都合により洞爺湖町ホームページ広告掲載取下げ申出書(様式第5号)を提出して、町ホームページへの広告の掲載を取下げることができる。
- 2 町長は、前項の規定による申し出があったときは、掲載した広告を削除するものとする。
 - 3 第1項の規定により広告掲載の取下げを行ったときは、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

- 第12条 広告の掲載期間中に、町の都合により広告を掲載することができなくなった場合は、該当月数に応じ、広告掲載料を返還する。ただし、第9条第1項に該当しないときに限るものとする。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページ及びダウンロードファイルの内容についての一切の責任を負うものとする。
- 2 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - 3 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。
 - 4 広告主は、第7条の規定により決定を受けた町ホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(平成21年6月・一部改正)

(その他)

- 第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月10日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

洞爺湖町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所
申込者
氏 名(団体名)

洞爺湖町ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申込みをします。
また、申込みに当たっては、洞爺湖町広告掲載要綱、洞爺湖町広告掲載基準及び洞爺湖町ホームページ広告掲載要領を遵守いたします。

記

広告区分	バナー広告 1 (広告主ホームページにリンク) バナー広告 2 (広告主 P D F ファイルのダウンロード)	
リンク先アドレス (バナー広告 1)	URL:	
ホームページ及び団体、事業者等の具体的な内容		
広告掲載期間	年 月 から 月	
担当者 (管理者)	氏 名	
	連絡先	Tel : Fax :
	Eメール	
備 考		

広告用バナー及びダウンロード用ファイルは、Eメールで指定アドレスに送信していただくか、F D等の媒体で総務課管財・情報Gまで、お持ちいただくようお願いします。

洞爺湖町ホームページ掲載広告変更申込書

年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所

申込者

氏 名(団体名)

洞爺湖町ホームページに掲載している内容を変更したいので、下記のとおり申込みをします。
 また、申込みに当たっては、洞爺湖町広告掲載要綱、洞爺湖町広告掲載基準及び洞爺湖町ホームページ広告掲載要領を遵守いたします。

記

バナー広告の変更		変更あり 変更なし	Eメールで指定アドレスに送信、または、FD等の媒体を総務課管財・情報Gまで送付
リンク先アドレスの変更 (バナー広告1)		変更あり 変更なし	URL :
広告ファイルの変更 (バナー広告2)		変更あり 変更なし	Eメールで指定アドレスに送信、または、FD等の媒体を総務課管財・情報Gまで送付
変更開始年月		年 月 から	
担当者 (管理者)	氏 名		
	連絡先	Tel :	Fax :
	Eメール		
備 考			

洞爺湖町ホームページ広告掲載取下げ申出書

年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所
申込者
氏 名(団体名)

洞爺湖町ホームページに掲載している広告について、掲載の取下げをしたいので、下記のとおり申し出ます。

また、洞爺湖町ホームページ広告掲載要領第11条第3項の規定により、既納の広告掲載料が返還されないことを了承します。

記

広告区分	バナー広告1(広告主ホームページにリンク) バナー広告2(広告主PDFファイルのダウンロード)	
リンク先アドレス (バナー広告1)	URL:	
広告掲載停止日	年 月 日 から	
担当者 (管理者)	氏 名	
	連絡先	Tel: Fax:
	Eメール	
備 考		